

景品表示法について

環境生活部

くらし安全推進課

※注意事項※

景品表示法とは

- 不当景品類及び不当表示防止法
- 不当に過大な景品類や不当表示により、一般消費者の自主的かつ合理的な商品選択を阻害する恐れのある行為について制限・禁止する。
＝消費者利益の保護

※ 「一般消費者」

一般レベルの常識のみを有している消費者

表示とは①

事業者が顧客を誘引する手段として
行うこと全般

商品名・容器・パッケージ・ラベル
チラシ・パンフレット・カタログ
DM・ファクシミリ広告・メールマガジン
店頭ポップ・実演広告
新聞・雑誌・出版物・CM（テレビ・ラジオ）
ポスター・看板
セールストーク
ウェブサイト・バナー広告・SNS
その他インターネット上の広告

・・・等々

表示とは②

- 事業者にとって…
商品・サービスの優れた部分をアピール
→具体的な表示方法を厳しく規制すると、
事業者の自主性を損なうおそれ
- 消費者にとって…
商品・サービスを選択する重要な基準
→うそや大げさな表示は商品選択の妨げ



「著しく」誤認を与える表示について規制

景品表示法が規制する不当表示

- 優良誤認表示
- 有利誤認表示
- その他誤認されるおそれのある表示
 - ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
 - ② 商品の原産国に関する不当な表示
 - ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
 - ④ 不動産のおとり広告に関する表示
 - ⑤ おとり広告に関する表示
 - ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示
 - ⑦ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

優良誤認表示①

- 商品やサービスの内容について、実際よりも著しく良いものに見せる表示
- 「商品やサービスの内容」の例
 - 品質：成分（原材料・純度・濃度・添加物等）
属性（効果・鮮度・味・におい 等）
 - 規格：認定マークなど

＝「これはとっても良い品質(規格、内容)だ」と思わせておいて、実際にはそうでない表示のこと

優良誤認表示②

※事例の詳細につきましては動画をご覧ください※

参考：農林水産省

「特別栽培農産物に係る表示ガイドラインQ&A」

(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/tokusai_qa.pdf)

優良誤認表示③

※事例の詳細につきましては動画をご覧ください※

参考：公正取引委員会

「No. 1 表示に関する実態調査報告書」

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/cyosa/cyosa-hyoji/h20/08061302_files/08061302-01-hontai.pdf)

不実証広告規制①

- 合理的な根拠がない効果・性能の表示は優良誤認表示に当たる。
- 食品に表示する「健康保持増進効果等」についての誇大広告は「健康増進法」の規制対象にもなる。
 - ・健康保持増進効果等：
疾病の治療・予防 等
「ガンが治る」「生活習慣病予防」
「花粉症に効果あり」
身体組織機能の増強・増進 等
「疲労回復」「食欲増進」
「免疫機能の向上」

不実証広告規制②

- 「合理的な根拠」の判断基準
 - (1) 客観的に実証された内容であること
 - ・ 関連業界や専門家が認める方法で行われた試験・調査による結果
 - ・ 専門家等の見解・学術文献
 - (2) 効果・性能表示の内容と(1)の内容が適切に対応していること
- ✗「テレビ番組で紹介されていた内容」
- ✗「自分で試してみた結果」

有利誤認表示①

- 価格を安く見せかけるなど取引条件を著しく有利に見せかける表示
- 取引条件の例
 - 価格（価格そのもの、割引率、安さの理由の説明）
 - 数量（個数、内容量、回数、時間）
 - 支払い条件、アフターサービス

＝「これはとってもお得だ」と思わせておいて、実際にはそうではない表示のこと

有利誤認表示②

※事例の詳細につきましては動画をご覧ください※

参考：消費者庁

「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121premiums_35.pdf)

※事例の詳細につきましては動画をご覧ください※

無果汁の清涼飲料水等についての表示①

- 果汁又は果肉の量が0～5%未満の清涼飲料水、乳飲料、アイスクリームなど
- 「無果汁・無果肉」や果汁・果肉の割合(%)を明瞭に表示しない場合



不当表示

- 商品名や説明文に果実名を使う
- 果実の絵、写真、図案を表示する
- 果汁・果肉と似た色、香り、味(=表示)

無果汁の清涼飲料水等についての表示②

○原材料に果汁・果肉を使用していない清涼飲料について、

①果実の名称を用いた商品名を記載

②果実の図案を掲載

③内容物・容器に果実と類似の着香・着色を行っていたが、「無果汁・無果肉」である旨を容器に明りように記載していなかった。

商品の原産国に関する不当な表示①

- 一般消費者が原産国を判別することが困難な場合



不当表示

- 原産国以外の国名、地名、国旗
- 原産国以外の国の事業者名、デザイナー名、商標
- 国内産の商品について文字表示の全部又は主要部分が外国の文字
- 外国産の商品について文字表示の全部又は主要部分が和文

商品の原産国に関する不当な表示②

※事例の詳細につきましては動画をご覧ください※

おとり広告に関する表示①

- 取引に応じることができない商品またはサービスについての表示
- 供給量が著しく限定されているのにその旨を明示しない
- 供給期間や顧客一人当たりの供給量が限定されているのにその旨を明示しない
- 実際に取引する意思がない商品又はサービスについての表示

おとり広告に関する表示②

※事例の詳細につきましては動画をご覧ください※

一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難な表示

- 商品やサービスについて行う表示（広告であるもの）
※事業者が表示内容を指示し、それをうけて第三者（インフルエンサーなど）がその内容を表示（投稿）する場合も含む。



不当表示

一般消費者が広告であることがわからないもの

参考：消費者庁

「景品表示法とステルスマーケティング～事例で分かるステルスマーケティング告示ガイドブック」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/assets/representation_cms216_200901_01.pdf

措置命令

- 景品表示法に違反していると認められた場合、消費者庁又は都道府県が措置命令を行います。

事業者名・違反内容の公表

- 命令の内容（例）
 - ・ 違反した内容を一般消費者に周知徹底すること
 - ・ 再発防止策を講じること
 - ・ 違反内容を繰り返さないこと

課徴金納付命令

- 課徴金対象行為
優良誤認又は有利誤認
- 課徴金額の算定方法
課徴金対象行為に係る商品・サービスの「売上額」の3%
- 自主申告
課徴金額を2分の1に減額

事業者が講ずべき管理上の措置

- ①景品表示法の考え方の周知・啓発
- ②法令遵守の方針等の明確化
- ③表示等に関する情報の確認
- ④表示等に関する情報の共有
- ⑤表示等を管理するための担当者等を定めること
- ⑥表示等の根拠となる情報を事後的に確認
するために必要な措置を採ること
- ⑦不当な表示等が明らかになった場合に
おける迅速かつ適切な対応

公正競争規約

- 業界の自主的なルール
(消費者庁長官及び公正取引委員会の認定)
- 景品表示法以外の法令も取り入れている
- 具体的かつきめ細やかな規定が可能
- 規約を守れば景品表示法に違反しない
- 食品関係：44協議会（令和6年7月時点）

令和5年 改正景品表示法（抜粋）

※令和6年10月1日から施行

○ 確約手続の導入

違反行為を迅速に修正することで、

行政→処分の選択肢が広がる

事業者→措置命令や課徴金といった法的措置が免除される

○ 課徴金制度の強化

- ・ 過去10年以内に命令を受けた事業者に対する課徴金額の加算
- ・ 課徴金額の基礎となる売上額等を消費者庁が推計することができる規定

○ 直罰規定の新設

優良・有利誤認に対し、直罰（100万円以下の罰金）

参考：消費者庁「【令和6年10月1日施行】改正景品表示法の概要」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/movie_explanation/assets/representation_cms216_240917_02.pdf

参考情報・問い合わせ先

併せてご参照
下さい！！

- 消費者庁：事例でわかる景品表示法ガイドブック
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_160801_0001.pdf
 - 消費者庁：表示対策のページ
<https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/>
 - 全国公正取引協議会連合会
<http://www.jfftc.org/index.html>
 - 千葉県くらし安全推進課
<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/hyouji/index.html>
- 景品表示法担当：043-223-2794